

有田市みかんジュース官能審査実施要領

1. 官能審査の目的

この審査は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかんジュース」認定要領第8条第5号の規定により官能審査を行うことで、申請みかんジュースの品質を評価するために実施する。

2. 審査機関

審査は、有田市原産地呼称管理委員会みかんジュース官能審査委員会が行う。

3. 官能審査の方法

審査方法は以下のとおりとする。

(1) 官能審査の基本的な考え方

官能審査委員会による官能評価の結果を踏まえた上で、合議を行うこととし、合否を判定する。

(2) 評価方法

官能評価項目及び評価尺度は次のとおりとし、様式1により採点を行う。

ア 項目評価

項目	内容
① 味	味わった時のうまみ等
② 香り	みかんジュースの香りの良さ
③ 総合評価	総合的な評価

イ 評価尺度

評価尺度	評価値
優れている	9・10
やや優れている	7・8
並	5・6
品質的に問題がある	3・4
明確な欠点を持ち、不適當	1・2

4. 官能審査の合否判定について

(1) 評価の方法

官能評価では、官能審査委員による評価を行う。

(2) 合否の判定

官能評価の結果を踏まえた官能審査委員の合議により決定する。官能評価の結果は、味・香りの各項目の評価も考慮しつつ、総合評価の点数を基本として評価する。

(3) 官能評価による総合評価の平均点が6.5点以上の申請みかんジュースについて、審査委員の合議により合否を判定する。

5. 官能審査の方法及び留意事項

(1) みかんジュースの製造・保管

区分	実施方法	留意事項
ア 申請みかんジュースの製造及び提出	審査対象みかんジュースとして、所定の商品をみかんジュース委員会が指定する期日までに製造し、提出する。	
イ みかんジュースの保管	提出のあった申請みかんジュースは、審査当日までの間、同一の冷暗所に保管する。	

(2) 官能審査

区分	留意事項
ア 同一条件での審査	審査までの経過時間に差がでないようにする。
イ 試飲	試飲が終わる都度、ミネラルウォーターで口中をすすぐ。
ウ 評価	申請みかんジュースごとに「味」、「香り」、「総合評価」の順序で評価し、評価用紙に記入する。
エ 評価用紙の回収	全ての審査対象みかんジュースについての試飲・評価が終了した後に、記載漏れのないことを確認して回収する。
オ 合議	総合評価の平均点が基準以上の申請みかんジュースについて、品番順に委員による合議を行い、可否を判定する。

(様式1)

みかんジュース官能審査票

審査委員氏名 _____

○審査項目及び評点基準は次のとおりとする。

項 目	評点基準
① 味	9・10点 優れている
	7・8点 やや優れている
② 香り	5・6点 並
	3・4点 品質的に問題がある
③ 総合評価	1・2点 明確な欠点を持ち、不適當

品番	味	香り	総合評価	コメント (6点以下の評価のある場合には必ず記入する)
1				
2				
3				
4				
5				